

# 「埼玉県木造公共施設推進協議会」規約

## 第1 名 称

この会は、「埼玉県木造公共施設推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## 第2 目 的

協議会は、地域の林業・木材関係事業者、建築・設計関係事業者及び地方公共団体の連携によって地域力を育み、本県における木造公共施設の品質確保を促進するとともに、木が持つ環境の良さを伝え、地域材（県産木材等）の利用拡大を通じて森林の保全に貢献することを目的とする。

## 第3 協議会の構成

協議会は、前条の目的に賛同する以下の事業者、団体及び学識経験者等をもって構成する。

- 1 林業・木材関係事業者
- 2 建築・設計関係事業者
- 3 学識経験者
- 4 地方公共団体
- 5 協議会が認める者

## 第4 事 業

協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研修会・シンポジウムの開催に関する事
- 2 木造公共施設ハンドブック（年報）の発行に関する事
- 3 県内の木造公共施設プロジェクトの技術支援に関する事
- 4 木造公共施設に関する調査・研究に関する事
- 5 その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関する事

## 第5 役 員

1 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監 事 2名以内
- (4) 理 事 若干名

2 会長、副会長、監事及び理事は、会員の中から協議会において互選により選出する。

## 第6 役員の仕事

- 1 会長は協議会を代表し、会務を総理し、これを執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第7 役員の仕事

- 1 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第8 会 議

- 1 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は会長がこれに当たる。
- 3 会議は協議会構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 会長は必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して協議会に出席するよう求めることができる。

## 第9 役員会

役員会は必要に応じ、これを開会する。

## 第10 顧 問

- 1 協議会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、協議会の目的を達成するために、総合的な見地から助言を行う。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。

## 第11 アドバイザー及びオブザーバー

- 1 協議会に、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、協議会が行う事業について、技術的な助言を行う。
- 3 オブザーバーは、協議会の目的及び実施する事業について、全国的な知見から助言を行う。
- 4 アドバイザー及びオブザーバーは、会長が招へいする。

## 第12 プロジェクトチーム

協議会の業務を執行するため、役員会の承認を得てプロジェクトチームを設置することができる。

## 第13 事業年度

協議会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第14 経 費

協議会の事業を行うために必要な経費は、会費や補助金、その他の収入をもって充てる。

## 第15 会 費

年度毎の会費については、団体2万円、企業1万円、個人5千円とし、年度途中からの入会においても同額とする。また、大学等研究機関及び行政機関は免除とする。

## 第16 事務局

協議会の業務を執行するため、一般社団法人埼玉県木材協会内に事務局を置く。

## 第17 その他

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

- (1) 本規約のほか必要な事項は役員会において決定する。
- (2) 本規約は平成28年4月14日から施行する。
- (3) 協議会の設立当初の事業年度は、第13の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。